

議案第 21 号

八潮市犯罪被害者等支援条例について  
八潮市犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 27 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に係る基本理念並びに市、市民等及び事業者の責務等を定めることにより、市の犯罪被害者等の支援体制の整備を図りたいため、この案を提出するものである。

## 八潮市犯罪被害者等支援条例

### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって犯罪被害者等が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。
- (4) 関係機関等 国、埼玉県その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものをいう。
- (5) 市民等 市内に住む者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは市内において活動を行う個人若しくは団体をいう。
- (6) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

### (基本理念)

第3条 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、二次的被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるようにしなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策を円滑に実施することができるよう関係機関等と相互に連携及び協力を図るものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、事業を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すために必要な各種の手續に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（見舞金の支給）

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給を行うものとする。

2 見舞金の支給の対象となる者、見舞金の額その他見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（日常生活の支援）

第9条 市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むこと

ができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第10条 市は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害又は二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第11条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ、二次的被害を受けることのないよう、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第8条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪等により被害を受けた者について適用する。

議案第 22 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 27 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理をしいたいため、この案を提出するものである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例

(八潮市職員の給与に関する条例及び市長等の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 八潮市職員の給与に関する条例（昭和31年条例第10号）第17条の3第3号及び第4号並びに第17条の4第1項第1号及び第3項第1号
- (2) 市長等の給与等に関する条例（昭和44年条例第7号）第5条の2第3号及び第4号並びに第5条の3第1項第1号及び第3項第1号  
(八潮市公害防止条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 八潮市公害防止条例（昭和49年条例第51号）第41条及び第42条
- (2) 八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例（平成16年条例第27号）第26条及び第27条
- (3) 八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例（平成23年条例第9号）第119条
- (4) 八潮市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第26号）第14条並びに附則第8項、第9項及び第10項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。  
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。第5項において「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のもの

に限る。以下この項において「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下この項及び次項において「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(八潮市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例(次項においてこれらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行の日前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の八潮市職員の給与に関する条例第17条の4第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(市長等の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等の施行の日前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の市長等の給与等に関する条例第5条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 23 号

八潮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

八潮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 27 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

国家公務員の人事院勧告を踏まえ、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、子の看護休暇の見直し及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備をしたいため、この案を提出するものである。

八潮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

八潮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項及び第4項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第14条第2項第11号中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をする」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第15条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第15条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 24 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 27 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

下水道事業審議会の副会長の報酬及び費用弁償の額を定めたいため、こ  
の案を提出するものである。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 下水道事業審議会（注）の項を次のように改める。

下水道事業審議会 （注）	会長	日額 7,000円	1日につき 1,000円
	副会長	日額 6,000円	1日につき 1,000円
	委員	日額 6,000円	1日につき 1,000円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第25号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年2月27日提出

八潮市長 大山 忍

提案理由

議会の議員の報酬月額を改定したいため、この案を提出するものである。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「455,000円」を「460,000円」に改め、同条第2号中「415,000円」を「420,000円」に改め、同条第3号及び第4号中「400,000円」を「405,000円」に改め、同条第5号中「395,000円」を「400,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第26号

八潮市長等給料特例条例の一部を改正する条例について  
八潮市長等給料特例条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年2月27日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

市長、副市長及び教育長の給料月額を減額する特例を市長の退職日まで延長したいため、この案を提出するものである。

八潮市長等給料特例条例の一部を改正する条例

八潮市長等給料特例条例（平成25年条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「八潮市長等給料特例条例の一部を改正する条例（令和7年条例第 号）の施行の日において市長の職にある者の退職の日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 27 号

八潮市職員の給与に関する条例及び八潮市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例について

八潮市職員の給与に関する条例及び八潮市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 27 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

国家公務員の人事院勧告を考慮し、職員の手当等を改定する等しいため、この案を提出するものである。

八潮市職員の給与に関する条例及び八潮市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例

(八潮市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 八潮市職員の給与に関する条例（昭和31年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第2号から第5号まで」に、「同項第2号」を「同項第1号」に、「次条」を「次項」に、「10,000円」を「13,000円」に改め、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条を削り、第9条の2を第9条とする。

第9条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加え、同条を第9条の2とする。

第10条第2項第1号中「いう。）」。を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

第10条第4項中「この条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員又は国若しくは他の地方公共団体の職員その他規則で定める者であった

者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第10条の2第3項中「この条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員又は国若しくは他の地方公共団体の職員その他規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を削る。

第17条の7第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「とする」を「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）とする」に改め、同項第1号ただし書を削る。

第17条の10中「、第9条及び第9条の3」を削る。

第17条の11中「第7条から第9条まで、第9条の3」を「第7条、第8条、第9条の2」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
-----------	----------	----	----	----	----	----	----	----	----

	号給	給料月額							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員及び 任期付 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,100	275,800	303,200	303,400	373,400	402,100
	2	184,600	231,500	261,300	277,600	304,900	305,800	376,000	404,300
	3	185,800	233,000	262,300	279,400	306,600	308,200	378,300	406,300
	4	186,900	234,500	263,300	281,500	308,400	310,600	380,500	408,300
	5	188,000	236,000	264,300	283,600	309,800	312,800	382,400	410,300
	6	189,700	237,500	265,300	285,300	311,500	315,100	384,700	412,500
	7	191,300	239,000	266,300	287,300	313,200	317,600	386,800	414,500
	8	192,900	240,500	267,300	288,900	314,700	319,900	388,800	415,600
	9	194,500	242,000	268,300	290,400	316,100	322,100	390,800	418,000
	10	196,200	243,400	269,300	291,900	317,400	324,400	393,100	420,500
	11	197,800	244,800	270,300	293,400	318,700	326,000	395,300	422,900
	12	199,400	246,200	271,300	294,900	320,000	327,700	397,500	424,800
	13	201,000	247,400	272,300	296,300	321,300	329,300	399,700	426,900
	14	202,700	248,600	273,300	297,600	323,100	330,900	402,000	429,000
	15	204,400	249,800	274,300	298,800	324,900	332,400	404,200	431,200
	16	206,100	251,000	275,300	300,300	326,600	334,000	406,500	433,100
	17	207,400	252,100	276,400	301,800	328,300	335,000	408,300	435,200
	18	209,000	253,200	277,400	303,200	330,000	336,900	410,200	437,300
	19	210,600	254,300	278,700	304,600	331,700	338,700	412,100	439,200
	20	212,100	255,400	280,000	305,700	333,400	340,500	413,900	440,900
	21	213,600	256,400	281,200	306,700	335,000	342,200	415,700	442,700
	22	215,200	257,400	282,500	307,900	336,700	343,900	417,500	444,600
	23	216,800	258,400	283,800	309,100	338,400	345,500	419,300	446,500
	24	218,400	259,400	285,000	310,700	340,000	347,200	421,100	448,300
	25	220,000	260,400	286,200	312,300	341,500	348,800	422,700	450,100
	26	221,700	261,300	287,300	313,900	343,100	350,500	424,200	451,900
	27	223,000	262,200	288,500	315,400	344,700	352,100	425,700	453,600
	28	224,300	263,100	289,800	317,000	346,200	353,700	427,200	455,400
29	225,600	263,900	291,100	318,600	347,600	355,200	428,700	456,900	

30	226,700	264,700	292,400	320,200	349,300	356,900	430,000	458,300
31	227,800	265,500	293,400	321,700	350,900	358,500	431,300	459,800
32	228,900	266,300	294,400	323,400	352,500	360,100	432,500	461,200
33	230,000	267,000	295,500	325,000	353,700	361,700	433,700	462,500
34	231,100	267,800	296,600	326,600	355,200	363,500	435,000	463,800
35	232,200	268,600	297,800	328,000	356,700	365,000	436,300	465,000
36	233,300	269,300	298,900	329,700	358,200	366,600	437,500	466,000
37	234,400	270,000	300,100	331,400	359,900	368,000	438,700	467,700
38	235,400	270,800	301,300	333,000	361,700	369,600	439,600	469,000
39	236,400	271,600	302,600	334,200	363,400	371,200	440,500	470,200
40	237,300	272,300	303,900	336,100	365,100	372,700	441,300	471,400
41	238,200	273,000	305,200	337,800	366,500	374,600	442,400	472,600
42	239,100	273,800	306,500	339,400	367,800	376,500	443,300	473,900
43	239,900	274,600	307,800	340,900	369,000	378,400	444,300	475,000
44	240,700	275,300	309,100	342,500	370,400	380,200	445,200	475,900
45	241,400	276,000	310,400	344,100	371,500	381,700	446,300	476,800
46	242,000	276,700	311,700	345,700	372,400	383,500	447,400	477,600
47	242,600	277,400	313,000	347,400	373,400	385,200	448,100	478,400
48	243,200	278,100	314,300	349,200	374,500	386,800	449,100	479,100
49	243,800	278,800	315,400	351,000	375,400	388,500	450,200	480,000
50	244,400	279,500	316,700	352,800	376,600	389,900	451,100	480,700
51	245,000	280,200	318,000	354,300	377,800	391,300	451,700	481,500
52	245,500	280,900	319,400	355,700	378,900	392,700	452,300	482,000
53	246,000	281,500	320,700	357,100	379,700	394,100	453,300	482,800
54	246,400	282,200	321,900	358,500	380,900	395,300	454,000	483,800
55	246,700	282,800	323,200	360,000	381,900	396,500	454,700	484,800
56	247,000	283,500	324,400	361,200	383,000	397,500	455,500	485,800
57	247,300	284,100	325,600	362,300	384,000	398,600	456,700	486,700
58	247,600	284,800	326,900	363,600	385,000	399,800	457,600	487,800
59	247,900	285,400	328,400	364,600	386,000	400,900	458,700	488,800
60	248,200	286,100	329,700	365,900	387,200	402,000	459,800	489,700
61	248,500	286,700	330,900	367,100	388,200	402,700	460,900	490,500

62	248,800	287,400	332,200	368,300	389,300	403,900	461,600	491,600
63	249,100	288,000	333,400	369,200	390,400	405,100	462,600	492,600
64	249,400	288,500	334,400	370,500	391,500	406,200	463,500	493,600
65	249,700	289,000	335,700	371,800	392,500	407,200	464,400	494,500
66	250,000	289,600	336,600	372,900	393,500	408,200	465,300	495,500
67	250,300	290,100	337,800	373,900	394,600	409,200	466,200	496,400
68	250,600	290,700	338,800	375,200	395,700	410,100	467,100	497,400
69	250,900	291,200	340,000	376,400	396,400	410,600	468,000	498,300
70	251,200	291,700	341,000	377,700	397,500	411,300	468,800	499,400
71	251,500	292,300	342,200	378,600	398,600	412,000	469,800	500,400
72	251,800	292,900	343,400	379,900	399,600	412,900	470,700	501,300
73	252,100	293,400	344,500	381,200	400,500	413,600	471,600	502,300
74	252,400	293,900	345,500	382,300	401,500	414,500	472,400	503,300
75	252,700	294,300	346,700	383,200	402,400	415,300	473,400	504,200
76	253,000	294,600	347,800	383,900	403,600	416,200	474,300	505,000
77	253,300	294,800	349,000	384,700	404,600	416,900	475,200	506,000
78	253,600	295,100	350,100	385,700	405,500	417,900	476,000	507,000
79	253,900	295,300	351,200	386,500	406,400	419,000	477,000	508,000
80	254,200	295,600	352,400	387,300	407,300	420,000	477,900	508,800
81	254,500	295,800	353,600	388,200	408,200	420,800	478,800	
82	254,800	296,000	354,700	389,000	408,800	421,900	479,700	
83	255,100	296,300	355,600	389,900	409,300	423,100	480,600	
84	255,400	296,500	356,600	390,900	410,200	424,200	481,400	
85	255,700	296,800	357,500	391,900	411,100	425,200	482,200	
86	256,000	297,100	358,300	392,900	412,100	426,400		
87	256,300	297,400	359,200	393,900	413,100	427,400		
88	256,600	297,700	360,000	394,900	414,100	428,400		
89	256,900	298,000	360,900	395,800	415,000	429,400		
90	257,200	298,300	361,800	396,500	415,800	430,400		
91	257,500	298,600	362,500	397,200	416,800	431,300		
92	257,800	299,000	363,200	398,000	417,700	432,300		
93	258,100	299,200	363,900	398,800	418,700	433,300		

94		299,400	364,500	399,600	419,600	434,200		
95		299,700	365,200	400,300	420,600	435,200		
96		300,100	365,900	401,000	421,600	436,100		
97		300,300	366,600	401,600	422,600	437,100		
98		300,600	367,200	402,200	423,200	438,000		
99		301,000	368,000	402,500	424,200	438,900		
100		301,400	368,700	403,000	425,100	439,900		
101		301,600	369,300	403,800	426,100	440,900		
102		301,900	369,800	404,600	426,600	441,500		
103		302,200	370,500	405,400	427,300	442,500		
104		302,500	371,200	406,000	428,000	443,500		
105		302,700	371,900	406,800	428,900	444,400		
106		303,000	372,500	407,500	429,500	445,300		
107		303,300	373,200	408,300	430,200	446,300		
108		303,600	373,900	409,000	430,900	447,100		
109		303,800	374,600	409,600	431,200	448,000		
110		304,200	375,100	410,400	431,500	449,000		
111		304,600	375,700	411,200	431,900	449,900		
112		304,900	376,300	411,800	432,100	450,800		
113		305,100	377,000	412,600	432,400	451,700		
114		305,300	377,500	413,300	432,800	452,400		
115		305,600	377,900	414,000		453,300		
116		306,000	378,600	414,800		454,200		
117		306,200	379,300	415,400		454,800		
118		306,400	379,700	415,900		455,700		
119		306,700	380,300	416,500		456,600		
120		307,000	380,900	417,300		457,300		
121		307,400	381,500	418,000		458,000		
122		307,600	382,000	418,600		458,800		
123		307,900	382,600	419,400		459,500		
124		308,200	383,300	420,100		460,400		
125		308,500	383,800	420,800		460,900		

	126			384,300	421,500		461,200		
	127			384,800			461,700		
	128			385,400			462,300		
	129			385,900			463,000		
	130			386,300			463,400		
	131			387,000			463,900		
	132			387,600			464,400		
	133						464,900		
	134						465,400		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額							
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200
任期付 短時間 勤務職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

(八潮市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第2条 八潮市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第35項中「、第8条、第9条並びに第9条の3」を「並びに第8条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「切替日」という。）から施行する。

(号給の切替え)

2 切替日の前日において八潮市職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前

日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の八潮市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第8条の規定の適用については、同条第1項中「支給する。」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級である職員に対しては、支給しない。」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者  
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係

と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円

」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

- 5 改正後の条例第10条第4項及び第10条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（規則への委任）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（八潮市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正）

- 7 八潮市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第9条の2第2項」を「第9条第2項」に改める。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級				
	3級	4級	5級	7級	8級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	2	1	1	1	1
6	3	1	1	1	1
7	4	1	1	1	1
8	5	1	1	1	1
9	6	1	1	1	1
10	7	1	2	1	1
11	8	1	3	1	1
12	9	1	4	1	1
13	10	1	5	1	1
14	11	1	6	1	1
15	12	1	7	1	1
16	13	2	8	1	1
17	14	3	9	1	1
18	15	4	10	1	1
19	16	5	11	1	2
20	17	6	12	1	3
21	18	7	13	1	4
22	19	8	14	2	5
23	20	9	15	3	6
24	21	10	16	4	7
25	22	11	17	5	8
26	23	12	18	6	9
27	24	13	19	7	10
28	25	14	20	8	11
29	26	15	21	9	12

30	27	16	22	10	13
31	28	17	23	11	14
32	29	18	24	12	15
33	30	19	25	13	16
34	31	20	26	14	17
35	32	21	27	15	18
36	33	22	28	16	19
37	34	23	29	17	20
38	35	24	30	18	21
39	36	25	31	19	22
40	37	26	32	20	23
41	38	27	33	21	24
42	39	28	34	22	25
43	40	29	35	23	26
44	41	30	36	24	27
45	42	31	37	25	28
46	43	32	38	26	29
47	44	33	39	27	30
48	45	34	40	28	31
49	46	35	41	29	32
50	47	36	42	30	33
51	48	37	43	31	34
52	49	38	44	32	35
53	50	39	45	33	36
54	51	40	46	34	37
55	52	41	47	35	38
56	53	42	48	36	39
57	54	43	49	37	40
58	55	44	50	38	41
59	56	45	51	39	42
60	57	46	52	40	43
61	58	47	53	41	44

62	59	48	54	42	45
63	60	49	55	43	46
64	61	50	56	44	47
65	62	51	57	45	48
66	63	52	58	46	49
67	64	53	59	47	50
68	65	54	60	48	51
69	66	55	61	49	52
70	67	56	62	50	53
71	68	57	63	51	54
72	69	58	64	52	55
73	70	59	65	53	56
74	71	60	66	54	57
75	72	61	67	55	58
76	73	62	68	56	59
77	74	63	69	57	60
78	75	64	70	58	61
79	76	65	71	59	62
80	77	66	72	60	63
81	78	67	73	61	64
82	79	68	74	62	65
83	80	69	75	63	66
84	81	70	76	64	67
85	82	71	77	65	68
86	83	72	78	66	69
87	84	73	79	67	70
88	85	74	80	68	71
89	86	75	81	69	72
90	87	76	82	70	73
91	88	77	83	71	74
92	89	78	84	72	75
93	90	79	85	73	76

94	91	80	86	74	77
95	92	81	87	75	78
96	93	82	88	76	79
97	94	83	89	77	80
98	95	84	90	78	
99	96	85	91	79	
100	97	86	92	80	
101	98	87	93	81	
102	99	88	94	82	
103	100	89	95	83	
104	101	90	96	84	
105	102	91	97	85	
106	103	92	98		
107	104	93	99		
108	105	94	100		
109	106	95	101		
110	107	96	102		
111	108	97	103		
112	109	98	104		
113	110	99	105		
114	111	100	106		
115	112	101	107		
116	113	102	108		
117	114	103	109		
118	115	104	110		
119	116	105	111		
120	117	106	112		
121	118	107	113		
122	119	108	114		
123	120	109			
124	121	110			
125	122	111			

126	123	112			
127	124	113			
128	125	114			
129	126	115			
130	127	116			
131	128	117			
132	129	118			
133	130	119			
134	131	120			
135	132	121			
136		122			
137		123			
138		124			
139		125			
140		126			

議案第 28 号

八潮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
八潮市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 27 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

地方税法施行令の一部改正を踏まえ国民健康保険税の賦課限度額を改定し、及び国民健康保険税の税率等を改定したいため、この案を提出するものである。

## 八潮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八潮市国民健康保険税条例（昭和32年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第4条中「28,000円」を「35,000円」に改める。

第5条中「100分の2.2」を「100分の2.5」に改める。

第6条中「13,000円」を「15,000円」に改める。

第7条中「100分の2.6」を「100分の2.3」に改める。

第8条中「13,000円」を「14,000円」に改める。

第20条第1項中「220,000円」を「240,000円」に改め、同項第1号ア中「19,600円」を「24,500円」に改め、同号イ中「9,100円」を「10,500円」に改め、同号ウ中「9,100円」を「9,800円」に改め、同項第2号ア中「14,000円」を「17,500円」に改め、同号イ中「6,500円」を「7,500円」に改め、同号ウ中「6,500円」を「7,000円」に改め、同項第3号ア中「5,600円」を「7,000円」に改め、同号イ中「2,600円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「2,600円」を「2,800円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,200円」を「5,250円」に改め、同号イ中「7,000円」を「8,750円」に改め、同号ウ中「11,200円」を「14,000円」に改め、同号エ中「14,000円」を「17,500円」に改め、同項第2号ア中「1,950円」を「2,250円」に改め、同号イ中「3,250円」を「3,750円」に改め、同号ウ中「5,200円」を「6,000円」に改め、同号エ中「6,500円」を「7,500円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の八潮市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第29号

八潮市手数料条例の一部を改正する条例について  
八潮市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年2月27日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、確認申請手数料等の額を改定する等したため、この案を提出するものである。

八潮市手数料条例の一部を改正する条例

八潮市手数料条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「別表第2第21号から第24号まで」を「別表第2第21号から第30号まで、第54号及び第55号」に改め、同項第3号中「他の」を「国又は他の」に改め、同条第2項第1号及び第6号中「別表第2第21号から第24号まで」を「別表第2第21号から第30号まで、第54号及び第55号」に改める。

別表第2第21号を次のように改める。

21	建築基準法 （昭和25 年法律第2 01号）第 6条第1項 の規定によ る確認申請 手数料又は 同法第18 条第2項の 規定による 計画通知手 数料	ア 確認申請1件につき床面積の合計 （イに定める算定方法による。以下 アにおいて同じ。）が  （イ） 30平方メートル以内のもの  （ロ） 30平方メートルを超え100 平方メートル以内のもの  （ハ） 100平方メートルを超え20 0平方メートル以内のもの  （ニ） 200平方メートルを超え30 0平方メートル以内のもの  （ホ） 300平方メートルを超え50 0平方メートル以内のもの  （ヘ） 500平方メートルを超え1, 000平方メートル以内のもの  （キ） 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のも の  （ク） 2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内の もの  （ケ） 10,000平方メートルを超 え50,000平方メートル以内 のもの	8,000円  20,000円  34,000円  36,000円  39,000円  58,000円  78,000円  235,000円  420,000円
----	--	--	--

	<p>(イ) 50,000平方メートルを超えるもの</p> <p>床面積の合計は、次の(7)から(イ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(7)から(イ)までに定める面積について算定する。</p> <p>(7) 建築物を建築する場合（(イ)から(イ)までに掲げる場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積</p> <p>(イ) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）</p> <p>(イ) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（(イ)に掲げる場合を除く。）当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>(イ) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</p>	777,000円
--	--	----------

別表第2中第70号を第78号とし、第51号から第69号までを8号ずつ繰り下げ、同表第50号を次のように改める。

58	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行		申請に係る特定建築行為を行おうとする1の建築物ごとにアからカまでに掲げる額を合算
----	---------------------------	--	--

規則（平成		して得た額
28年国土交通省令第5号)第13条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合	
	(7) 一戸建ての住宅	2,500円
	(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの	5,500円
	(7) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの	5,500円
	イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの	
	(7) 一戸建ての住宅	
	a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円
	b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円
	(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの	40,000円
	ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定め	

	る基準に適合するもの	
	(7) 一戸建ての住宅	
	a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	10,000円
	b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	11,000円
	(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの	19,000円
エ	ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの	
	(7) 一戸建ての住宅	
	a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,500円
	b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	16,500円
	(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの	29,500円
オ	ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもので床面積の合計が300平方メートル以内のもの	133,500円
カ	ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもので床面積の合計が300平方メートル以内のもの	51,000円

別表第2第49号を削り、同表第48号を次のように改める。

5 7	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料		1の建築物ごとにア及びイに掲げる額を合算して得た額
		ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する第30条第2項の規定による申出を伴わない場合	前号アに定める方法と同様の方法で算定した額に2分の1を乗じて得た額
		イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する第30条第2項の規定による申出を伴う場合	アで算定した額に第21号、第22号又は第23号に規定する額を加算して得た額

別表第2第45号から第47号までを次のように改める。

5 4	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料		申請に係る特定建築行為を行おうとする1の建築物ごとにアからカまでに掲げる額を合算して得た額
		ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 (7) 一戸建ての住宅 (4) 住宅用途を含む建築物の住宅部	5,000円 11,000円

	分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの	
	(7) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの	11,000円
イ	ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの	
	(7) 一戸建ての住宅	
	a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,000円
	b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,000円
	(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの	80,000円
ウ	ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの	
	(7) 一戸建ての住宅	
	a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円
	b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円
	(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの	38,000円
エ	ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適	

		<p>合するもの</p> <p>(7) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもので床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもので床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>	<p>29,000円</p> <p>33,000円</p> <p>59,000円</p> <p>267,000円</p> <p>102,000円</p>
55	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項</p> <p>又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料</p>	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出さ</p>	<p>申請に係る特定建築行為を行おうとする1の建築物ごとにアからカまでに掲げる額を合算して得た額</p> <p>前号アに定める方法と同様の方法で算定した額に2分の1を乗じて得た額</p>

		<p>れた場合</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p> <p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの</p> <p>カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</p>	<p>前号イに定める方法と同様の方法で算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>前号ウに定める方法と同様の方法で算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>前号エに定める方法と同様の方法で算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>前号オに定める方法と同様の方法で算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>前号カに定める方法と同様の方法で算定した額に2分の1を乗じて得た額</p>
56	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の</p>	<p>1の建築物ごとにア及びイに掲げる額を合算して得た額</p> <p>(ア)から(カ)までに掲げる区分に応じ、</p>

<p>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>規定による申出を伴わない場合</p> <p>(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>a 一戸建ての住宅</p> <p>b 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>c 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>(4) (7)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>a 一戸建ての住宅</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>b 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>(5) (7)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p> <p>a 一戸建ての住宅</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>それぞれ当該区分に定める額を加算して得た額</p> <p>5,000円</p> <p>11,000円</p> <p>11,000円</p> <p>40,000円</p> <p>44,000円</p> <p>80,000円</p> <p>20,000円</p>
--------------------------------------	--	--

	(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円
	b 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの	38,000円
	(イ) (7)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの	
	a 一戸建ての住宅	
	(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	29,000円
	(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,000円
	b 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの	59,000円
	(ロ) (7)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの	
	a 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの	267,000円
	(ハ) (7)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの	
	a 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの	102,000円
イ	建築物のエネルギー消費性能の向	アで算定した額に

	上等に関する法律第30条第2項の規定による申出を伴う場合	第21号、第22号又は第23号に規定する額を加算して得た額
--	------------------------------	-------------------------------

別表第2第43号及び第44号を次のように改める。

52	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<p>1の建築物ごとにア及びイに掲げる額を合算して得た額</p> <p>ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴わない場合</p> <p>(7) 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。）が提出された場合</p> <p>a 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>b 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 11,000円</p> <p>c 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 11,000円</p> <p>(4) (7)の書類が提出されない場合</p> <p>a 一戸建ての住宅</p>
----	--	---

	(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,000円
	(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,000円
	b 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの	80,000円
	c 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの	267,000円
	d 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの	102,000円
	(7) の書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの	
	a 一戸建ての住宅	
	(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円
	(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円
	b 住宅用途を含む建築物の住宅	38,000円

		<p>部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>(イ) (7)の書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同省令第10条第2号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>a 一戸建ての住宅</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円</p> <p>b 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 59,000円</p> <p>イ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う場合</p>	<p>アで算定した額に第21号、第22号又は第23号に規定する額を加算して得た額</p>
53	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出を伴わない場合</p> <p>イ 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する</p>	<p>1の建築物ごとにア及びイに掲げる額を合算して得た額</p> <p>前号アに定める方法と同様の方法で算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>アで算定した額に第21号、第22</p>

	第54条第2項の規定による申出を伴う場合	号又は第23号に規定する額を加算して得た額
--	----------------------	-----------------------

別表第2中第42号を第51号とし、第41号を第50号とし、同表第39号及び第40号を次のように改める。

48	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定による長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料		1の建築物ごとにア及びイに掲げる額を合算して得た額
		ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を伴わない場合 (7) 一戸建ての住宅で、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項の確認書（以下「確認書」という。）若しくは同条第4項の住宅性能評価書（以下「住宅性能評価書」という。）（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）又はこれらの写しが提出された場合 (4) 一戸建ての住宅で、確認書及び住宅性能評価書が提出されない場合	新築の場合 8,000円 増築又は改築の場合 13,000円 建築を伴わない場合 13,000円 新築の場合 57,000円 増築又は改築の場合 85,000円 建築を伴わない場合 85,000円

		<p>(ウ) 共同住宅等（床面積の合計が300平方メートル以内のもの。 (イ)において同じ。）で、確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合</p> <p>(エ) 共同住宅等で、確認書及び住宅性能評価書が提出されない場合</p> <p>イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を伴う場合</p>	<p>新築の場合 17,000円</p> <p>増築又は改築の場合 25,000円</p> <p>建築を伴わない場合 25,000円</p> <p>新築の場合 127,000円</p> <p>増築又は改築の場合 194,000円</p> <p>建築を伴わない場合 194,000円</p> <p>アの区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額に第21号、第22号又は第23号に規定する額を加算して得た額</p>
49	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画等変更認	<p>ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する第6条第2項の規定による申出を伴わない場合</p>	<p>1の建築物ごとにア及びイに掲げる額を合算して得た額</p> <p>前号アの区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額に2分の1を乗じて得た額</p>

定申請手数料	イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する第6条第2項の規定による申出を伴う場合	前号アの区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額に2分の1を乗じて得た額に第21号、第22号又は第23号に規定する額を加算して得た額
--------	---	---

別表第2中第38号を第47号とし、第37号を第46号とし、第36号を第45号とし、同号の前に次の2号を加える。

43	建築基準法 施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12 第6項の規定による既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	27,000円
44	建築基準法 施行令第137条の12 第7項の	27,000円

規定による 既存建築物 の大規模修 繕等に対す る道路内に おける建築 制限の緩和 に係る認定 申請手数料	
---	--

別表第2中第35号を第42号とし、第26号から第34号までを7号  
ずつ繰り下げ、第25号を第32号とし、同号の前に次の1号を加える。

31	建築基準法 第7条の6 第1項第1 号若しくは 第2号又は 第18条第 38項第1 号若しくは 第2号（こ れらの規定 を同法第8 7条の4又 は第88条 第1項若し くは第2項 において準 用する場合 を含む。） の規定によ る仮使用認 定申請手 数料	120,000円
----	--	----------

別表第2中第24号を第30号とし、同号の前に次の3号を加える。

27	建築基準法 第7条第1 項の規定に よる完了検 査申請手数 料又は同法 第18条第 20項の規 定による完 了通知手数 料（申請又 は通知に係 る計画に同 法第87条 の4の昇降 機に係る部 分が含まれ る場合に限 る。）	1の昇降機につき	前号に規定する額 に、昇降機1基ご とに17,000 円（小荷物専用昇 降機については、 10,000円） を加算して得た額
28	建築基準法 第7条第1 項の規定に よる完了検 査申請手数 料又は同法 第18条第 20項の規 定による完 了通知手数 料（申請又 は通知に係	(7) 30平方メートル以内のもの	第26号又は前号 に規定する額に、 申請に係る特定建 築行為を行おうと する1の建築物ご とに、(7)から(四)ま でに掲げる床面積 の区分に応じ、そ れぞれ当該区分に 定める額を加算し て得た額  3,000円

	<p>る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項及び第12条第2項の規定に基づく要確認特定建築行為及び要通知特定建築行為に係る建築物に関する場合に限る。 。)</p>	<p>(イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの (ロ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの (ハ) 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの</p>	<p>5,000円 6,000円 7,000円</p>
29	<p>建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定による建築設備に関する完了検査申請手数料又は同法第87条の4において準用する同法</p>	<p>1の昇降機につき</p>	<p>17,000円 (小荷物専用昇降機については、10,000円)</p>

第18条第20項の規定による完了通知手数料	
-----------------------	--

別表第2第23号を次のように改める。

26	建築基準法第7条第1項の規定による完了検査申請手数料又は同法第18条第20項の規定による完了通知手数料	ア 完了検査申請1件につき床面積の合計（イに定める算定方法による。）が	
		（イ） 30平方メートル以内のもの	15,000円
		（ロ） 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	24,000円
		（ハ） 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	34,000円
		（ニ） 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	37,000円
		（ホ） 300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	42,000円
		（ヘ） 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	59,000円
		（エ） 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	82,000円
		（カ） 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	208,000円
		（キ） 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	331,000円
		（ク） 50,000平方メートルを超えるもの	666,000円

	イ 床面積の合計は、次の(7)及び(4)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(7)及び(4)に定める面積について算定する。 (7) 建築物を建築した場合（(4)に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積 (4) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1	
--	--	--

別表第2中第22号を第25号とし、同表第21号の次に次の3号を加える。

22	建築基準法第6条第1項の規定による確認申請手数料又は同法第18条第2項の規定による計画通知手数料（申請又は通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）	ア 昇降機を含む建築物を建築する場合（イからエまでに掲げる場合を除く。） イ 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画の変更をして建築物を建築する場合 ウ 確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築する場合 エ 確認を受けた昇降機のみの計画の	前号に規定する額に、昇降機1基ごとに14,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）を加算して得た額 前号に規定する額に、計画の変更をする昇降機1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）を加算して得た額 前号に規定する額 昇降機1基ごとに
----	--	---	---

		変更をして建築物を建築する場合	7,000円(小荷物専用昇降機については、4,000円)
23	建築基準法第6条第1項の規定による確認申請手数料又は同法第18条第2項の規定による計画通知手数料(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項ただし書(同条第2項において準用する場合を含む。))又は同法第12条第2項ただし書(同条第3項に	ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為として、建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号イ又はロの基準に適合するもの (7) 一戸建ての住宅 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの (4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び同法第12条第3項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして建築物の建築をする場合	申請に係る特定建築行為を行おうとする1の建築物ごとにア及びイに掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 第21号又は前号に規定する額に、(7)及び(4)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を加算して得た額 14,000円 16,000円 27,000円 第21号又は前号に規定する額に、(7)及び(4)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を加算して

	において準用する場合を含む。)に規定する特定建築行為に限る。)		得た額
24	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定による建築設備に関する確認申請手数料又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定による建築設備に関する計画通知手数料	ア 昇降機を設置する場合（イに掲げる場合を除く。） 1の昇降機につき イ 確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合 1の昇降機につき	14,000円 （小荷物専用昇降機については、5,000円） 7,000円 （小荷物専用昇降機については、4,000円）
		(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの (4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分で床面積の合計が300平方メートル以内のもの	7,000円 8,000円 13,500円

別表第2備考(1)中「第51号」を「第59号」に改め、同表備考(2)中「第52号、第53号及び第66号」を「第60号、第61号及び第74号」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定（次項に掲げるものを除く。）は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2第21号（建築物の計画の変更に係るものに限る。）、第26号、第49号（手数料の種類欄イに掲げる場合に限る。）、第53号（手数料の種類欄イに掲げる場合に限る。）及び第57号（手数料の種類欄イに掲げる場合に限る。）の規定は、施行日以後に着手する建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に関する申請に係る手数料について適用し、同日前に着手する建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 30 号

八潮市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

八潮市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 27 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域型保育事業者における連携施設の確保の見直しをする等しいため、この案を提出するものである。

八潮市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八潮市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第5項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該地域型保育事業者」を「地域型保育事業者」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。  
第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。  
附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 31 号

八潮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

八潮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 27 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者における連携施設の確保の見直しをする等したいため、この案を提出するものである。

八潮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

八潮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第54条」を「一第55条」に改める。

第5条第2項から第5項までを削る。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」  
を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆  
によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に  
送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）によ  
り公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改  
める。

第38条第2項を削る。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行  
う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め  
、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条第  
9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第  
3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係  
る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、そ  
れぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型  
保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は  
事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等  
」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第  
5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を  
「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同  
項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合  
には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの  
役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第54条を第55条とし、第53条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第54条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提

出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
    - ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
  - (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
  - 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第5条第2項から第5項までを削る改正規定、第23条の改正規定、第38条第2項を削る改正規定及び第54条を第55条とし、第53条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 32 号

八潮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について  
八潮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 27 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、この案を提出するものである。

八潮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

八潮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第151条第13項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 33 号

八潮市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例について

八潮市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定  
める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 27 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける  
職員配置の基準の柔軟化を可能としたいため、この案を提出するものであ  
る。

八潮市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八潮市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成26年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次条第2項」を「次条」に改める。

第4条第1項中「員数」の次に「（八潮市地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第2項中「前項の」を「第1項の」に改め、同項の表中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、八潮市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第34号

八潮市勤労者福祉・スポーツセンター設置及び管理条例の一部  
を改正する条例について

八潮市勤労者福祉・スポーツセンター設置及び管理条例の一部を別紙の  
とおり改正するものとする。

令和7年2月27日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

八潮市勤労者福祉・スポーツセンターの施設の利用を市民等に限定する  
特例措置の期間を延長したいため、この案を提出するものである。

八潮市勤労者福祉・スポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

八潮市勤労者福祉・スポーツセンター設置及び管理条例（令和5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「令和5年7月1日から令和7年3月31日までの間」を「当分の間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 35 号

八潮市下水道条例の一部を改正する条例について  
八潮市下水道条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 27 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

下水道法施行令の一部改正を踏まえ、規定の整備をしたいため、この案を提出するものである。

八潮市下水道条例の一部を改正する条例

八潮市下水道条例（昭和57年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第11号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。